

経営諸比率

● 単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：百万円）

		平成17年9月30日	平成18年9月30日	
基本的項目	資本金	48,652	48,652	
	うち非累積的永久優先株	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本準備金	29,114	29,114	
	その他資本剰余金	119	121	
	利益準備金	43,548	43,548	
	その他利益剰余金	—	144,071	
	任意積立金	121,122	—	
	中間未処分利益	10,504	—	
	その他	—	—	
	自己株式（△）	3,583	3,719	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額（△）	—	1,494	
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—	
	新株予約権	—	—	
	営業権相当額（△）	—	—	
	のれん相当額（△）	—	—	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—	
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計（上記各項目の合計額）	—	—	
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—	
計	(A)	249,477	260,294	
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	54,176	67,124	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	12,739	12,144	
	一般貸倒引当金	22,266	27,127	
	負債性資本調達手段等	38,100	12,400	
	うち永久劣後債務（注2）	—	—	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	38,100	12,400	
計		127,282	118,796	
控除項目	うち自己資本への算入額	(B)	127,282	118,796
	控除項目（注4）	(C)	101	101
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	376,659	378,990
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目		3,180,130	3,302,966
	オフ・バランス取引項目		58,482	52,083
計	(E)	3,238,612	3,355,049	
単体自己資本比率（国際統一基準）＝(D)／(E)×100			11.63%	11.29%

（注）1. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い業務の延期が認められるものであること。

3. 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

【用語のご説明】 自己資本比率規制（国際統一基準）

国際業務に携わる銀行は、総資産の8%を上回る自己資本を保有することが求められております。これは、銀行システムの健全性の維持と銀行間の平等な競争条件の確保をねらいとしております。国際統一基準における自己資本は、資本金などの基本的項目に、これを上限として有価証券含み益の45%相当額などの補完的項目を加算できることとなっております。一方、総資産は貸借対照表に計上されないオフ・バランス取引を含むこと、資産の安全度に応じたりスクウエイトを定めていることなどを柱としております。

● 利益率

（単位：％）

	当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）
総資産経常利益率	0.50
資本経常利益率	7.78
総資産中間純利益率	0.16
資本中間純利益率	2.57

（注）1. 総資産経常（中間純）利益率＝ $\frac{\text{経常（中間純）利益} \times \frac{365}{183}}{\text{総資産（除く支払承諾見返）平均残高}} \times 100$

2. 資本経常（中間純）利益率＝ $\frac{\text{経常（中間純）利益} \times \frac{365}{183}}{\text{資本（純資産）勘定平均残高}} \times 100$ [分母：資本（純資産）勘定平均残高＝（期首資本の部（合計）＋中間期末純資産）÷2]